

堤防を訪ねて

(四)

安部 巖

(十七) 水分石と水利権 (内成)

伝説の水分石と水路

享和3年豊後国志卷の4大分郡の条に「石上寺在笠和郷内成村、最古刹、安観音仏像一軀尽仁聞所造」と記された石城寺は別府市大字内成にあるが、この石城寺の下手約百米の地点に水分石と称する奇石があり、この奇石を水源にして2本の水路がわかれ、夫々別々の部落に伸び農業用水として利用されている。この奇石の縁起を要約してみると、

内成地区の村人は水がなくて困っていた、之を知った仁聞菩薩は山籠にお下りになって、手杖で紫色をした石の根を穿ったところが、その付近からきれいな清水が音をたてて流れだし、その量は益々増大して谷間にこたましてとうとうと流れ始めた。

それを見た村人は、仁聞の恐るべき法力に驚き地にひれふしてその恩恵に感謝したが、その後この湧水について2部落の間に水の争奪騒動が始まった。それを見た仁聞は再びこの地に訪れ湧出口に上から巨石をおとし、水を2分したために騒動が終り、この石は水分石となづけられた。

今でもこの水分石は水源の森林中にあるが巨石に対する村人の信仰は厚く石上には水神が祀られている。ところでこの伝説

は何を意味するものであろうか。寺院と農民の水利権に強くからまっている伝説のように思われてならない。

この伝説の内容を要約してみると、第1は寺院と深い関係を持つ仁聞が水を出した。第2は部落に水騒動が起つた。第3には仁聞が現われ水を2分して騒動は落着し、以後水は2ツに分けられたまま今日に及んでいる。

用水の管理権

室町期以前この用水の管理権は何処にあつたのであろうか。石城寺沿革・水分石伝説等から考えられる事は、水分用水の用水慣行は鎌倉室町期よりずっと古い時代草創期から形成されており、その用水権は仁聞と宗教的につながる石城寺にあつたのではないかと推察され、付近一帯は石城寺の寺領として開かれ、生産母体となっていたと考えることができるのではあるまいか。言いかえると石城寺領及び付近の耕地から生産を生み出す根元はこの水分用水であり、水分用水は石城寺の管理下にあつたのではないかと言う事である。

次に問題となる事は、部落に水騒動がおこり、この処理を仁聞がしている事である。勿論この事は縁起から言える事であり、事実と解する事は早計であるが、部落に水騒動が起つた事は部落が夫々の立場で石城寺の経済的制約をかなりはなれ、或程度経済的制約をかなりはなれ、或程度経済的に独立するようになったとき、その生業を守るために水の奪い合いが起つたものと考えられる。然し農民は完全に経済力水の支配力を持つていない、そこで争いのかつては管理権のあつた石城寺が、その発言権の強さを以て仲裁したと考える事は無理であろうか。永原慶二氏は、日本の歴史10下剋上の時代一二四頁で「つまり、室町時代の用水慣行はもつと古い時代に形成されたものではないか。またそれは領主である興福寺が管理権をもっていたのではないかということである。」と述べておられるが、この事は石城寺の場合も適用されそうである。ともあれ内成部落農民がこの水について強い発言権を持つようになったのはそれ以後の事であり、室町時代も終りに近付いた頃の事であつたらうと考えられる。

(十八) 朝見川・境川の河岸堤防

村中出会河岸守護

江戸時代における河岸堤防の修理はさきに(六)南河原堤で述べたように、一般には3公7民で行なわれる場合が多く、加藤記録の「修繕費三分は宮に属し七分は南石垣の民に属す」と言うのはそれを示すものであるが、一般にはその比率より更に多く農民が出夫し経費の支弁をしていた。それは支配者側では「河岸の崩壊や堤防流失は天災ではなく村役人の落度である。」と考えていたから、当然農民の出夫は増加し公費による出費の割合はすくなくなつた。時代は稍下るが日田県の郡中制法に、

一溝川道路堤防大破に至らざる内可加修復尤下においての普請に難成程の儀ハ可申出洪水等之節ハ村中出会可守護其儀も無之且常々修復に怠り及大破事其村役共之可為無念事

付川中寄州等江私に田畑を開き、又は樹木を植付家屋を構る事停止之事

付堤防河岸等へは柳呉竹等を植出水之節之匪に可相成常ニ可遂心配事

とあり、右の事を裏付けるだけでなく、大洪水等の場合以外の破損はすべて民費によつて修理していたことをはっきりと知らせてくれるものであるが、更に推察できることは村役人たちは自分の落度を更に小さくしようとしたために、小さな洪水等による災害等についてはわざわざ代官所まで進達する事なく、村人の間で修理を進めた場合も多かつたと考えられる。

境川・朝見川の平時出夫

平時に於ける河岸堤防修復は農民の手で定期的に行なわれた。これは村々でつくられた河岸堤防保護取極によつてなされてきた。

明治3年の朝見川・境川に関するものに、

河岸堤塘保護

第一条

一本村境川朝見川ノ両

(欠損不明以下同じ)

為メ毎年一回以上各

日時ニ出夫シ村吏

川河岸口口ノ破口

第二条

一前条執行ノ節村

時ヲ定メ出夫スヘキ

第三条

一前条ノ通達ヲ受ケタ

出夫ヲ引率指示場

出夫人ヲ指揮監督

第四条

一左ニ掲クルモノハ代人

一出夫セザルモノハ金子

一十五才未満ノモノ及ビ

一女家主ニシテ壯健ノモノヲ

第五条

□に掲クル□□出夫□□

と記された記録がある。これはその一部を欠損してはいるが、村役による定期的修補の概略を知る事ができる。即ち、出夫・日数・期日・通達・引率・集合・指揮・監督・代人・不参者の金子・15才未満・女家主等に就て詳しくとりきめたものである。

(十九) 春木川堤の流失

春木川の概況

江戸中期以前、春木川が絶えず水害をおこし流路をかえていたことは、川口より五百米上流にある炭化した巨木の株や付近から出土する埋れ木・遺物の出土・堤防の遺構等から容易にうなづけるが、流路の変化は北石垣農民の生活をおびやかす要因ともなっていた。

農民達は流失した水田の端にたえず暗然として涙にくれ逃散を思い立った事もあつたであろう。然し日田を拠点とする幕府代官の農民に対する誅求は厳しく、水田の減少を許さなかつた。結果は堤防の築造と言う形をとつたのである。その築造が江戸中期以前にどの程度完成していたかは不明であるが、嘉永の洪水で五七〇間の流失をみていることから察すれば、すくなくとも之以上の大堤が完成していた事は明白である。

勿論この大堤は短期間の間に完成したものではなからう。長い間の農民の苦難と労働、絶える事なき築造計画の繰りかえし、更には幕吏の苛酷な要求などがからみ合い凝って、漸く春木川堤となり北石垣村を守っていたのである。

堤防流失五七〇間

嘉永5年は雨の多い年であつた。わけても子8月22日朝より吹き始めた北東の風は多量の雨を別府地方にもたらし、朝見川・鳴川・境川・春木川・平田川を始め、多くの川が悉く大水害を起した。朝見川・境川の惨状については既に述べた通りであ

るが、春木川もその例にもれず大災害をまねいた。又付近の村々である浜脇村・田野口村・朝見村・別府村・立石村・南石垣村・中石垣村・北石垣村・平田村・亀川村・南鉄輪村・北鉄輪村・野田村・内竈門村・古市村・生桑村・中村等共に大きな被害をおもった。

北石垣村庄屋吉富潤之丞の田畑損地見廻願方日記（嘉永5年）には、

8月22日、一朝の大風雨北東風午ノ刻時分ウ戌亥風強く川筋数ヶ所押切（後略）

から始まって、当時の激しかった災害の模様をつぶさに述べているが、その災害結果については潤之丞が高松御役所に春木川水害損所取調書を提出しているのでその一部を記してみると

覚

一 荒田畑凡反別壹町六反五畝十歩

一 水押田凡反別壹町貳反五畝二十歩程

一 御高札場破損（御脱カ）無座

一 吹倒家 三軒

一 流失家 六軒

但 本家 貳軒

馬家 壹軒

小家 三軒

一流失寺中四軒

内 壹軒

閻魔堂 壹軒

湯殿 耆軒

小屋 耆軒

一御普請所川除井堰大石堤切所六ヶ所凡長五百三十五間

一自普請所井堰大石堤切所三ヶ所凡長三十五間

一死失人無御座

一怪我人無御座

一斃死牛馬無御座

一往還橋耆ヶ所

一御林無御座

右者去廿二日大風雨洪水ニ付村方損所取調候処積り前書之通御座候、依之廉々御届事申上候、以上

子
八月廿八日

勘助

組頭 内藤太

庄屋 潤之亟

高松
御役所

これによると大石堤の切所は9ヶ所総延長五七〇間に及んでおり、家屋の流失・水押田耆町弐反・荒田畑反別拾耆町六反餘
と言うから空前の大豪雨であつたと思われる。

流見廻り

潤之亟が8月28日災害状況を代官所に注進。更に8月28日詳細な損所状況を注進してから見分役人の来村迄、村方では流水状況の見廻り確認、庄屋屋敷の修補等次々と準備に忙殺された。

特に庄屋敷中仕切襖の修理には南石垣の宝泉寺住職まで参加する有様であった。更に流れ見廻りは連日行なわれたか、そのはつきりしているもののみを表示してみると左の如くなる。村人達が見分役人の来村を競々として待っていた有様が手にとるようである。

月 日	目 的	見 廻 人
8月22日	見廻り(損地)	内蔵太・岸太郎・石之助・和右エ門・栄太郎
8月24日	田畑損所見廻り	内蔵太・岸太郎・石之助・栄太郎・勘助・寿作
8月25日	田畑損所下見積	内蔵太・岸太郎・石之助・栄太郎・勘助・惣右エ門・重五郎
8月26日	流見廻り	内蔵太・岸太郎・石之助・栄太郎・勘助・定右エ門・重五郎
8月27日	流見廻り	内蔵太・岸太郎・石之助・勘助・亀太郎・重五郎・栄太郎
8月28日	流見廻り	
8月29日	見廻休	
9月朔日	流地所持主調べ	
9月2日	流田畑再見分	内蔵太・岸太郎・石之助・栄太郎・重五郎・惣右エ門
9月3日	流田畑再見分	内蔵太・岸太郎・栄太郎・重五郎・惣右エ門
9月4日	荒田畑再見	内蔵太・岸太郎・石之助・栄太郎・重五郎・惣右エ門

(内蔵太は組頭、勘助・寿作は百姓代、潤之亟は庄屋)

右に記した見廻りの内容を更に分類してみると損地見廻り・損所下見積・流れ見廻り・流地持主調べ・流田畑再見分等となつており夫々見廻りの目的は違つている。

特に田畑損地再見分がしばしば行はれている事は代官所に提出した被害調査と事実との間にズレの生ずる事を恐れたためであると察せられる。

損地見廻りせまる

春木川嘉永水害の見分は、吟味役小川格助・代官富田三九郎・書役渡辺鉄之進・坂木麻之助等上下9人によって行なわれたが、見分が愈々実施されるまでの準備について村方の損地見廻りに就ては既に述べたので、ここでは村方と高松役所の往復文書を中心に述べてみたい。

8月22日の災害に対して庄屋吉富潤之丞は百姓代勘助・内蔵太と連署し、8月23日昼時分左の如き災害状況の注進と覚書を送った。使い走りは北石垣時次郎であつた。

奉差上御注進書之事

一作廿一日大風雨仕候処山水押出当村字春木川普請所石堤数ヶ所押切御田地川成石砂入多分被成居宅式軒押流其外諸作共水押過半出来仕村方当惑之義ニ御座候、且小前流家別紙御届奉申上候、尤御見分之義内証見積仕候上御願可申上候得共先右之段以書付御注進奉申上候

子
八月廿三日

以上

速見郡北石垣村

百姓代 勘助

組頭 内蔵太

高松御役所

庄屋 潤之亟

覚

一居宅 卷軒

五藤治

一同

弥四郎

右者一昨廿二日大風雨洪水ニ付押流候間書付を以奉御届申上候

以上

子
八月廿三日

勘助

内藏太

潤之亟

高松御役所

ついで8月29日には潤之亟・内藏太連署し、25日に内藏太・石太郎・石之助・栄太郎、百姓代勘助・寿作等の立会で行った損所下見積り書を栄太郎を使者として注進した。以上2度の注進に対して高松役所の荒木武太夫・富田三九郎は左記の如き書状を南組6ヶ村北組9ヶ村木付筋2ヶ村に送つて来た。

態々申触候、就者去月廿二日大風雨洪水ニ而田畑損地之分其村々之義者見分可相願者先達而被届出候ニ付、当秋毛見分来ルル日頃6廻村之積り右席改方可致候間一竿限相改損地順番帳別帳雛形差廻し候間口口振合仕口尚損地絵図式枚相添右之心得を以取調早々差出候尤此度荒所ニ相成候中ニ者古荒地所も可有之候条別而入念取調去ル卯年地改反別帳共得与別令改候条聊

不分之義無之様確取調可差出候

九月朔日

以上

荒木 武太夫

富田 三九郎

南組六ヶ村

速見郡

浜脇村

田野口村

朝見村

別府村

立石村

南石垣村

中石垣村

北石垣村

平田村

亀川村

南鉄輪村

北鉄輪村

野田村

内竈村

北組九ヶ村

古市村

木付筋二ヶ村

生桑村

中村

右拾七ヶ村 庄屋中

尚々赤米田真米田有之村方者順番帳ニ其訳相分候様仕立可差出

以上

これは見分を実施するにあたって、村方で見分以前に注意すべき事の数々を記したものである。即ち、見分は9月8日頃より廻村して行うので、損地順番帳の雛手形を送るから村方で損地順番帳をつくっておけ。そして更に順番帳には損地絵図面と致を添え早急に見分以前に差出せ。又水荒所の中には前々から荒れていた土地もある筈であるから入念に調べよ。赤米田に就ても亦同じである。之等については去る卯年（天保14年、一八四三）の反別帳とも引合わせるので不都合のないようにしておけというもので、米経済に支えられて農民を支配した武士階級の政策がはつきりとあらわれた敵しい命令である。尚この文書は横灘筋南組6ヶ村北組9ヶ村、木付筋2ヶ村計17ヶ村の庄屋宛になっているから、朝見川・境川・春木川・平田川等の水害に就ても同時に見分しようとした事をしらせてくれる。

順番雛形に就ては前文は省略するが末尾に、

（首略）右者先達而御届仕候八月廿二日大風雨洪水山崩川欠等ニ而御田畑損地小前持高十分一ニ相当候分一竿限地主立会相改候処書面之通御座候ニ付損地絵図添奉差上候間以御慈悲御見分成下候様奉願候、依之私共連印仕奉差上候 以上

（下略）

之だけ敵しくすれば最早や見分の必要はない筈であるが、更に敵しい見分が行なわれるのであるから、農民のあわただしい準備の程が察せられる。台風に打ちひしがれた農民の上に幕吏の敵しい誅求は続いたのである。

北石垣村損地検分

嘉永5年(一八五二)順番帳によれば、横灘筋・木付筋17ヶ村に対する触書きはさきに述べた通りであるが、この触書きが中石垣から北石垣についたのは9月2日夜である。北石垣庄屋潤之丞はその夜写取り、3日朝亀川庄屋へ送り届けているようである。北石垣村としてはこの日を期として急に準備に忙殺された。其後16日を経過、同月19日見分役人は南鉄輪・北鉄輪・平田・亀川を見分して亀川に止宿し、翌20日夕方7ツ時亀川出立、北石垣村の京塚川原より見分を始めたが、北石垣村では役人案内に庄屋潤之丞を始め内蔵太・岸太郎・石之助・栄太郎・重五郎・勘助・惣右エ門・源兵衛・幸吉が当った。尚この日亀川庄屋万之丞・中石垣庄屋康平・南鉄輪庄屋藤吉が北石垣の見分に立会っている。勿論この3人は自発的に見分に立会ったものであるが、役人に対する機嫌伺いの意味も多分にあつた事だろう。

ついで21日の見分は2手に分かれて更に詳細に吟味したが、吟味役の案内には庄屋潤之丞が当り、代官案内には組頭内蔵太が当った。昼食は川原田の石之助の田に小屋掛して行なわれた。この日の見分には別府村定之丞が立会い見分は夕方7ツ時分に終った。

左に損地見分順番帳別帳雛形を記してみると、

寛

沓番

字何

元敵何畝歩之内

一上田何畝歩

高何斗何升

但石砂入一作引

持高何石何斗何升何合

何某印

石盛幾ツ

式番

字何

元畝何畝歩之内

一中田何畝歩

高何斗何升

但砂入右同斯

持高

何某印

石盛幾ッ

(中略)

田畑反別合何町何反歩

此高何石何斗
内

田反別何町歩

此 訳

上田何畝歩

此高何斗何升

中田何畝歩

此高何斗何升

下田何畝歩

此高何斗何升

石盛幾ッ

石盛幾ッ

石盛幾ッ

畑反別何町何反歩

此高何石何斗

此 訳

上畑何畝歩

此高何斗何升

石盛幾ッ

中畑何畝歩

(中略)

右者先達而御届仕候 八月廿二日大風雨洪水山崩川欠等ニ而御田畑損地小前持高十分一ニ相当候分ニ竿限地主立会相改候処書而之通御座候ニ付損地絵図添奉差上候間以御慈悲御見分被成下候様奉願上候依之私共連印仕奉差上候

嘉永五_子年何月

何郡何村

百姓代

印 印

組頭

印 印

庄屋

印

高松御役所

翌9月22日は中石垣村と南石垣村の2手に引別れ見分を行ったが午後は一緒に行動し、石垣地区をはなれ立石村にむかった。その時北石垣村石之助は道案内役をつとめ、万平が人足役をつとめた。勿論この2人は夜北石垣に帰って来た。見分役はこの日立石村庄屋古屋家に宿泊した。

再度の見分

荒木武太夫・富田三九郎が北石垣を出て立石村に廻った後、27日松野源太夫上下4人が見分に加わった。源太夫一行は荒方手強の分(被害の大きかった分)の再見分をすることになった。尚この時代官富田三九郎は風邪にかかっていたようで無理な見分はしなかった。その間の事情は9月25日に朝見村の御成先から富田三九郎が横灘組8村の庄屋中に送った書状に

(首略) 来ル廿七日御来行松野源太夫上下四人但上傭人下三人以被越候間別紙拜書之通ケ所之案内為候て荒方手強之分者見分請候様可被致候、且又休泊共賄向仕出之義者此間も及沙汰候通、兼而御仰出も有之尚此度風災ニ付而ハ小前難渋之折柄ニ付御定一汁一菜之外香之もの代リニ而も決而差出被申間敷候、此段者決而及沙汰候間急度相守候様可被致候、荒場所之義者一々其場へ訳而案内ニも不及其見後出来候処へ案内いたし荒地相成候損様申達へ心得ニて宜敷候、別段再改被申ニ者決而無之御同人舎之上免被差置候迄之事ニ有之候間左様相心得可被申候

以上

九月廿五日

朝見村御成先

富田三九郎

浜脇村、田野口村、朝見村、北石垣村、亀川村、野田村、内竈門村、古市村

村々庄屋中

とある。富田三九郎は果して風邪であつたかどうか、幾多の問題を残してこの稿を終る。